

予算特別委員会次第

平成 26 年 3 月 7 日
全員協議会室 9 : 30 ~

1. 開 会 (9 : 3 0)

2. 挨 拶

菊地委員長

内藤議長

林町長

3. 協議事項

(1) 開催日の決定

(2) 諸般の報告

(3) 審査方法の決定

(4) 議案第 16 号 平成 26 年度三芳町一般会計予算

4. その他

5. 閉 会 (1 2 : 2 9)

平成26年3月7日(金)

委員会に出席を求めた者の職氏名

予算特別委員会

委員長	菊地浩二	副委員長	久保健二
委員	石田豊旗	委員	細田家永
委員	拔井尚男	委員	井田和宏
委員	増田磨美	委員	吉村美津子
委員	小松伸介	委員	岩城桂子
委員	山口正史	委員	山田政弘
委員	秋坂豊	委員	杉本しげ
議長	内藤美佐子		

説明者

町長	林伊佐雄	副町長	森田陽一郎
政策推進室長	代光弘	総務課長	駒村昇
財務課長	齊藤隆男	秘書広報室長	鈴木愛三
税務課長	細谷俊夫	自治安心課長	伊東正男
住民課長	落合行雄	福祉課参事	窪田福司
福祉課長	三室茂浩	健康増進課長	金井塚和之
こども支援課長	森田一美	環境課長	川辺忠彦
観光産業課長	佐久間文乃	都市計画課長	鈴木喜久次
道路交通課長	小林孝好	会計管理兼 会計課長	鳥之海行男
教育委員 会教育長	桑原孝昭	教育委員 会教育長	横山通夫
教育委員 会給食一長 会校務夕 会七所	高橋明生	教育委員 会学課長	北田裕一

教育委員
生涯課長
学生会習

伊勢亀 邦 雄

教育委員
生涯課長
学生会習
公民館

萩 原 清 司

教育委員
文化課長
歴史資料
保護兼民館

鈴 木 義 雄

上下水道
課長

前 嶋 功

総務課
課長

小 沼 保 夫

税務課
課長

萩 野 広 明

健康増進
課七所
課長

山 本 明

こども
支援助課
課長

間仁田 せい子

税務課
住民課
課長

栗 原 彩 子

税務課
資産課
課長

鈴 木 義 勝

税務課
管理係
課長

山 崎 俊 江

税務課
収税係
課長

吉 田 徳 男

こども
支援助係
課長

若 林 崇 幸

財務課
務政係
課長

田 中 秀 樹

委員会に出席した事務局職員

事務局長 池 上 義 典

事務局書記 小 林 忠 之

事務局書記 松 本 久 子

◎開会の挨拶

(午前 9時30分)

○事務局長（池上義典君） おはようございます。本日は予算特別委員会を開催するに当たりましてお集まりいただきましてまことにありがとうございます。それでは、これより予算特別委員会を開会いたします。

本日は、予算特別委員会の初日ということで、ご挨拶をお願いしたいと思います。

初めに、予算特別委員会、菊地委員長よりご挨拶をお願いいたします。

○委員長（菊地浩二君） 皆さん、おはようございます。早朝より予算特別委員会ということでご参集を賜りましてありがとうございます。若干当初の予定よりも早くなったということですので、その分長くできるのかなと、内心喜んでおります。

また、今回も9日、日曜日には執行部の皆様のご協力をいただきながら日曜議会ということで開催をしたいと思っております。10時からの開会となります。その際もぜひ慎重審議よろしくをお願いしたいと思います。

また、今回この予算特別委員会では平成26年度の三芳町の予算を審議する大変住民生活にとって大事な審査となりますので、あわせて慎重審議をお願いしたいと思います。

初めてこの予算の特別委員会の委員長になりますので、ちょっと戸惑うところもあろうかと思いますが、その点をご容赦いただきながら、久保副委員長と協力をしながら委員会の運営に際しましては公平で公正、そして厳正に進めてまいりたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○事務局長（池上義典君） ありがとうございます。

続きまして、内藤議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（内藤美佐子君） 皆さん、改めましておはようございます。

予算特別委員会の初日ということで議長の私もお挨拶をさせていただきますが、まず初めに、この月曜日、火曜日と私事で本会議を欠席しましたこと、そして議員の皆様にご心配をおかけし、そしてまた心温まるお言葉をたくさんいただきましたこと、感謝申し上げます。ありがとうございます。本日26年度の予算を審議する大変大切な特別委員会の初日にこのように議長として参加できたことにほっとしているところでございます。

さて、2月初旬、中旬と関東では想定外の大雪の雪害がございました。埼玉県内でも建物屋根の崩落や、また特に農家、農作物にとっては大きな被害が報道されております。もちろん本町においても、農業用のハウスの倒壊や水菜やハウレンソウなどに大きな被害があったと、そういうことも報告もいただいております。確かに日本は災害大国でございまして、去年は台風被害も日本各地で起きており、また東日本大震災からことし3月11日をもって丸3年という月日が流れました。来週この特別委員会の中になると思うのですが、その被害のあった発災の時間に黙祷をささげるということを決めておりますので、皆様方にはご協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。どんな災害が起きても町民の命、そして財産を守るための細心の備えというものが大変重要だなというふうに思っているところです。自助、共助、そして公助、この公助の充実、やはり公助の充実も大切だなというのを感じた次第でございます。

さて、これから5日間にわたり私ども議員が26年度の予算を審議をさせていただきます。地方自治体の予算は、先ほども申し上げました発災時のときの自助、共助、公助の公助に当たる部分が含まれるものでございます。議員の皆様には何とぞ慎重審議をよろしくお願い申し上げます。そして、執行部の皆様におかれましては、議員の質問にわかりやすく丁寧に説明のほどをよろしくお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。本日よりよろしくお願い申し上げます。

○事務局長（池上義典君） ありがとうございます。

続きまして、林町長よりご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○町長（林 伊佐雄君） 皆さん、おはようございます。きのうは二十四節気の啓蟄ということで、大地が温まって冬眠していた虫が穴から出てくるというような季節を迎えております。もうすぐそこまで春が来ています。今特別委員長、そして議長からもお話ございましたように、いよいよ本定例会において平成26年度の予算のご審議をいただくわけでございますが、まず過日一般質問がございまして、各議員の皆様方からはそれぞれのお立場で貴重なご意見、ご提言を賜りました。それらを真摯に受けとめて町政進展のためにしっかりと生かしていきたいと考えているところでもございますので、よろしくお願いいたします。

そして、今議長からもお話ございました、先月は数十年ぶりという大雪に見舞われまして、各地で大きな甚大な被害が出ております。一般質問でもこの件に関しましては、各議員の皆様方からご意見を賜り、ご報告をさせていただいたところでもございます。県内の農作物の被害総額が229億円ということで、現在三芳町でもパイプハウス、あるいは農業用トンネル、そのほかの作物等の被害を調べているところですけれども、3億円を超えそうな状況でございます。県の町村会といたしましても、実は2月の20日の日に上田知事、そして国に対して支援策の要望をさせていただいているところでございますけれども、ここに来て国、そして県もさまざまな支援策を打ち出してきていただいております。これらをしっかりと活用しながら、また近隣の自治体の動きも見ながら、農業関係者のご意見を聞きながら、場合によっては、今後町独自の支援策も考えていきたいと思っております。心からお見舞いを申し上げるとともに、農家の皆さんにも本当の意味での春が来ればと思っております。心からお見舞いを申し上げます。

きょうは、これから新年度予算についてご審議をいただくわけでございますけれども、施政方針の中で予算編成方針に関しましては、お話をさせていただいておりますので、ここでは割愛をさせていただきます。菊地委員長さん中心にいたしまして、新年度予算に対しまして忌憚のないご意見を賜りますことを心からお願い申し上げます。冒頭のご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局長（池上義典君） ありがとうございます。

◎開会の宣告及び委員会成立の確認

○事務局長（池上義典君） それでは、協議事項につきましては、菊地委員長より進行のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（菊地浩二君） 改めましておはようございます。

ただいま出席委員は14名であります。委員会条例第15条の規定による定足数に達しておりますので、予算特別委員会は成立しました。直ちに予算特別委員会の会議を開きます。

◎開催日の決定

○委員長（菊地浩二君） 協議事項1、委員会の開催日の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本委員会の開会は、本日3月7日、9日、10日、11日及び13日の5日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地浩二君） 異議なしと認めます。

よって、本委員会の開会日は決定いたしました。

◎諸般の報告

○委員長（菊地浩二君） 協議事項2、諸般の報告を申し上げます。

本委員会に付託された案件は、議案第16号 平成26年度三芳町一般会計予算、議案第17号 平成26年度三芳町国民健康保険特別会計予算、議案第18号 平成26年度三芳町後期高齢者医療特別会計予算、議案第19号 平成26年度三芳町介護保険特別会計予算、議案第20号 平成26年度三芳町下水道事業特別会計予算、議案第21号 平成26年度三芳町水道事業会計予算、以上予算議案6件ですので、あらかじめご了承願います。

また、本委員会の予算審査予定表及び各議案の説明員の職氏名の一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご確認願います。

以上で諸般の報告を終了いたします。

◎審査方法の決定

○委員長（菊地浩二君） 協議事項3、審査方法の決定を議題といたします。

一般会計予算については、初めに債務負担行為、地方債、給与費明細書及び各調書を一括で行い、その後歳入は款、歳出は項ごとに質疑を行います。ただし、歳出のうち、総務費の総務管理費については、目ごとに行うことといたします。また、各特別会計予算は、歳入、歳出ごとを一括で審査を行い、企業会計予算につきましても、予算実施計画から予定キャッシュフロー計算書までを一括で行い、収益的収入及び支出及び資本的収入及び支出は収入、支出ごとに行うことといたします。全議案の質疑終了後に委員間の自由討議を行い、全案件の審査意見の調整後に、議案ごとに討論、採決を行います。審査の詳細及び順序につきましては、予算審査予定表のとおりといたします。

以上のように審査いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地浩二君） 異議なしと認めます。

よって、審査方法はただいまの説明のとおりと決定いたしました。

審査を始める前に申し上げます。

発言は、挙手の上、委員長の指名があった後に氏名を述べてから行ってください。

また、委員の皆様は、質疑をする場合には、資料名、ページを示すとともに一問一答を遵守し、明瞭な形でお願いいたします。

なお、本委員会の説明員は、町長を初め議案審議に係る課長、副課長並びに担当職員となっております。

す。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡明な答弁、説明をお願いしたいと思います。

◎議案第16号の審査

○委員長（菊地浩二君） それでは、審査に入ります。

協議事項4、議案第16号 平成26年度三芳町一般会計予算を議題といたします。

既に本会議にて提案理由の説明及び概要説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。

初めに、予算書8ページから10ページ及び125ページから134ページ、債務負担行為、地方債、給与費明細書及び各調書に関する質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

秋坂委員。

○委員（秋坂 豊君） おはようございます。秋坂です。

一般会計予算書の9ページと10ページのところの第3表、地方債についてお伺いします。今回10本の借入れが予定されておりますけれども、この金額を合計して139億720万ということでよろしいわけですね。

○委員長（菊地浩二君） 答弁を求めます。

財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

こちらの合計となりますと、10ページの下段に出ております38億3,380万円になります。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 秋坂委員。

○委員（秋坂 豊君） 秋坂です。

同じ書類の133ページを見て、合計が139億、失礼しました。この金額、今回38億3,380万円の合計になるわけですが、これで借入れはピークなのですか、それともピークはまた別のところにあるということですか。

○委員長（菊地浩二君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

現時点ではこれがピークであると予想しております。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 秋坂委員。

○委員（秋坂 豊君） 秋坂です。

ここに記載の利率が3.5と、こういうふうに書いてありますけれども、これからの中だと思っておりますが、この資金調達は、国また民間の金融機関とありますけれども、どのような形でその調達していくのか伺っておきたいと思っております。

○委員長（菊地浩二君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

予定としましては、県の貸付金並びに県の市町村振興協会、また金融機関等縁故資金を予定、縁故資金等から金利や借入れ期間等を考慮して借入れ先を決めることとなります。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 秋坂委員。

○委員（秋坂 豊君） 秋坂です。

今金融緩和が非常に進んでいるわけですが、今の段階借り入れるほうが、借り入れ市場というのですか、なっておりますので、もしこの金額単純に計算しまして、一番安いところにやるのですけれども、それは入札方法とかどういう方法で決定されるのですか。

○委員長（菊地浩二君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

縁故資金の場合につきましては、金融機関等に見積書のほうを提出していただきまして、その中から一番条件のよいところを提示してきた金融機関等と契約を結ぶことになります。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 秋坂委員。

○委員（秋坂 豊君） 今の答弁の中でありましたけれども、今すごく金利が、メインバンク初め地方銀行も信用金庫も全てそうですけれども、競争という形でやっておりますので、おおむねこれくらいという設定というか、そういう目標というものは持っているのですか。

○委員長（菊地浩二君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

やはり今金利のほう安くなっているということで、こちらとしまして、今現在のところですが、1%前後を目途に考えております。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 秋坂委員。

○委員（秋坂 豊君） 借り入れ金利の場合には固定金利と変動性という、いろいろな組み合わせがあると思うのです。それによって払う金額が大きいものですから、相当変わってくると思うのですけれども、その辺のところはどういうふうに考えているのですか。

○委員長（菊地浩二君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

そちらの借り入れの条件といいますか、固定となるか変動となるかといいますのは、今後そちらの状況を勘案しながら決定していく形になると思います。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 秋坂委員。

○委員（秋坂 豊君） 最後になりますけれども、この金利です。考えている金利からこれが全部消化したときに、荒っぽい数字で結構ですけれども、ずばりどれぐらいの、38億借りるとこれだけの金額になるのだという、それなりの計算は持っていらっしゃると思うのですけれども、わかったらお聞きしたいと思います。

○委員長（菊地浩二君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

38億ですので、単純に考えましても1%となりますと4,000万からですか、それが上乗せになってきます

ので、それが今後元金とともに償還していかなくてはならないということで、財源のほうで調整が必要になってくると思っております。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） ほかにございますか。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

今の関連する地方債の9ページと10ページですけども、一般的には政府債のほうが利息利率は高いということが今までの傾向でしたけれども、この10点のうち政府債でやる予定は何件あるのでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

今の時点では何とも言えないのですが、基本的には民間の縁故資金がメインとなって借り入れするような形で考えております。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

いい方向だと思うのです。過去においては本当に政府債のほうが多くて、高い利息で借りているというのが現状だったのですけれども、こういうふうに地域でも借りられていくという、そういう点ではとてもいい変化になってきているなというふうに受けとめております。そういった課長たちの努力があるのかなと思います。町内にも金融業者さんありますけれども、なるべくだったら町内の業者から借り入れるという方向もぜひ検討してもらいたいと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

今現在も町内の金融機関並びに2市の金融機関をメインに見積書のほうを徴収して借り入れ先を決定している状況でございますので、今後もそういう形で町内の金融機関を優先的に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

ぜひその方向で、やっぱり町内の企業が活性化していくためにもその辺の十分配慮をお願いしたいと思います。

8ページの債務負担行為なのですけれども、ここはちょっと過去に説明があったかもしれないのですけれども、三芳町内の土地区画整理組合が借り入れる事業資金に対する損失補償と、余りこういう債務負担行為は、24年度、25年度はありませんけれども、元金、利子及び遅延利息とありますけれども、この辺についてもう少し詳細な説明をしていただきたいと思っております。

○委員長（菊地浩二君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） 鈴木でございます。お答えいたします。

今ご質問がございました三芳町内の土地区画整理組合が借り入れる事業資金に対する損失補償ということ

ですけれども、実は本年の1月30日に北松原土地区画整理組合より金融機関からの融資に対する損失補償についてという要望がなされました。その内容につきましては、北松原土地区画整理組合事業につきましては、あと残りが雨水調整池の築造工事を残すこととなったのですけれども、そちらの工事に向けましての資金計画について組合内部で検討してきたのですけれども、事業の早期完成を目指すためには金融機関からの融資が必要であると。そのために早期完成のために雨水調整池の工事を完成させるために金融機関の融資が必要であるとの結論に至ったそうです。それにつきましては融資金、ここで言う借入金ですけれども、返済につきましては、町からの今現在町からの補助金というものが北松原土地区画整理組合の原資となっておりますので、融資を受ける際にその審査が円滑に進むように、金融機関に対して損失補償をしていただきたいという内容のものでございました。

経緯につきましては以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

これは、金融機関に対して融資をしてほしいという、町のほうがこれを請け負うということではないのですか。金融機関のほうにこれを、まず1つは、北松原土地区画整理組合の方々が、やっぱり金額が億単位だと思いますので、そういったところで農業の方とか町民の方々がそういった大きな金額を背負うということは、とてもそれは認められないと思うのです。ですから、町が肩がわりしていくということは、もうやむを得ないのかなと思うのですけれども、町がこれを、損失補償を町がしていくということではないのですか。

○委員長（菊地浩二君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） 鈴木です。お答えいたします。

今委員さんがおっしゃいますとおり、町内の土地区画整理組合、この場合北松原土地区画整理組合ですけれども、融資を金融機関から行いまして、将来的にその融資の全部または一部が返済不能となって金融機関が損失をこうむったときに三芳町が債務者に成りかわりまして当該金融機関に対して損失補償をするという損失の補償契約となります。内容につきましては、損失補償というのは、損失が生じて初めて補償すべきものでありまして、単に例えば返済期間がおくれを見たとか、今年度の1億返すところが8,000万円になってしまいました。その場合では損失が発生したとはみなされません。具体的に言いますと、例えば組合が、倒産という言い方が正しいかどうかわかりませんが、組合が何らかの事情でもう解散する憂き目に遭ってしまいましたとか、組合の活動ができなくなってしまった場合に初めて損失と認識され、その時点で債務という形になります。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

万が一、損失補償ですから万が一ということなのですけれども、もちろんそういうことはないかもしれないのですけれども、金額も大きいものですから、ここで元金の利子というので、この期間のときの損失補償の元金、利子というのは、数字では出せるのでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） お答えいたします。

申しわけないのですけれども、この議決がされて以降の契約を結ぶということになりますので、今現在では利子というところまでは出ておりません。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） ほかにございますか。

抜井委員。

○委員（抜井尚男君） 済みません、今の関連で質問させていただきますけれども、今の回答で、ここに書いてあるように限度額、元金、利子及び遅延利息になっていますけれども、課長の答弁ですと組合の返済が遅延になってもここで言っている補償の範囲ではないというふうに言っていましたけれども、そういった借り入れはないかと思えますけれども。

○委員長（菊地浩二君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） お答えいたします。

損失補償とはまた別に債務補償契約というものがございまして、債務補償契約につきましては、支払いが遅延した場合には損失をこうむるということになっております。損失補償はまたそれとは別でございまして、先ほど説明いたしましたけれども、債務者が倒産、あるいはそうした自体に陥っていても客観的に当該債務の回収の見込みがなくなったという時点で損失が認められるという形の契約でございます。

○委員長（菊地浩二君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） そうすると、そういう形が認められるまでは、たとえ10年かかろうが20年かかろうが町にその補償をする義務はないということなのですか。

○委員長（菊地浩二君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） お答えいたします。

10年、20年というのは、その相手方が、例えば融資をした側が、それはもう組合が倒産に陥ったなどみなした場合には、そのような損失補償を請求される場合があると思います。ただし、二、三年とか短いスパンであるのであればそのような債務を履行するというものではありません。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） わかりました。それで、結局これは今後町で行っていく、北松原にお金を入れていくわけですけれども、例えばこれが町で来年度に遊水池をつくる金額全てが入れられればこういうことは多分起きないのだと思うのです。町で毎年やっていくものに対して、その担保を金融機関が欲しがっているので町で補償してくれということだと思うのです。それならば町で補償していくということだと思うのですけれども、ざっとでいいのですけれども、幾らの遊水池をつくって、組合には今お金が幾らあって、これから町で幾らずつ補填、補填というかお金を入れていくつもりなのか、そこをちょっと説明していただけますか。

○委員長（菊地浩二君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） お答えいたします。

調整池の築造工事は、現在のところ5億円の工事費がかかると聞いております。具体的なことを言ってしまうと北松原土地区画整理組合の原資といたしまして、もう保留地がほとんどございませぬので、今後につきましては、町からの補助金によって賄われていくという形になります。ですので、あと今後5年間、

6年間につきまして、この5億なりにつきましては町から補助金として支出していく形となります。

○委員長（菊地浩二君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） 組合の留保金はあるのですか、全然ないの。

○委員長（菊地浩二君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） 繰越金とかがございますので、今現在で1億程度はございます。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） 1億程度あって、工事だけで5億。5年、多分組合6年を例えば残すと、多分年間二、三千万ぐらいかかるでしょうから、今回の施政方針にもありましたけれども、これを半年でもいいですし3カ月でもいいですから、早く終わらせる努力をぜひしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（菊地浩二君） ほかに。

山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

今の件で続きなのですが、今のお話ですと、何らかで組合倒産というのかどうか分かりませんが、そういったときの債務補償、金融機関への補償だということで、今遊水池の建設等々で5億かかると。まず1点、5億は当初金融機関から5億を調達して、その後町からの補助金を返済金に充てるという構図になるのでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） 鈴木でございます。

委員さんおっしゃるとおりでございます。まず、契約をして借り入れを行いまして、その後補助金で返済をしていくという形になります。

○委員長（菊地浩二君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

そうしますと5億を借り入れた時点で、今組合としての残が1億という、単純に計算すると6億になるわけですが、組合の倒産というのは、余りどういう形になるのか私もイメージできないのですが、一番怖いのが不正ですよ。これも皆さんご存じでいろんなところで、健保組合だとかいろんなところで、厚生年金も含めて不正行為があると。それも億単位で。これが今一番怖いところではないかなと思うのです。これをやっぱりどうにか防がなければいけない、防御すべきであって、これが起こってしまった途端に全部町の負担になるわけですよ。というふうに理解しているのですが、その防御する手段というのは、具体的にどういうふうに講じていくつもりなのかお伺ひいたします。

○委員長（菊地浩二君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） お答えいたします。

組合の運営に関しましては、毎月理事会を開いておりまして、またその中で監査委員もいらっしゃいますし、決算等もきちんと行っております。その辺を檢查しながら不正のないように町側としてもきちんと数字を把握して行っていきたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 今まで事故が起こったところみんな同じなのですよ。ちゃんと監査委員はいますよ、決算はしていますよと言いながら実態としていつの間にか現金が消えていたということなので、今のお話だと通常どおりやりますよということになるのですが、それではちょっと私としては、債務負担行為をするということを前提にすると甘いのではないかなと。単純に、簡単に言えば毎月通常企業に、一般企業においてもそうですけれども、月次決算やっているはずなので、そこの預金残高の照合等々は、毎月銀行から残高証明もらってきちっと把握していく、その1カ月の中で何が起こったかという話になると、その1カ月要はありますけれども、これ毎日やるわけにはいかないですから、少なくとも月1回は銀行からの残高証明きちっと提出させて、それも原本ですよ。ということは必要ではないかと思うのです。残高証明とるのに二百幾らで済むはずなので、年間でいっても2,400円ぐらいで済むはずなので、これは町のほうも今やっていますよね、残高証明。その程度はやって、きちっと現金の残高は押さえておく必要があると思うのですが、いかがでしょう。

○委員長（菊地浩二君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） お答えいたします。

今委員さんおっしゃられたとおりに、そのような方向で北松原にも働きをかけますし、こちらでも把握するようにしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 働きかけるのではなくて債務負担行為をするのは我々なので、それはもう絶対やらせるという形でやっていかないと、お願いする話ではないと思うのです。それはきちっとやっていただきたいと思うのです。なおかつそれができたら、これはちょっと負担になってしまうかもしれませんが、町のほうの監査が毎月ありますよね。そこできちっと監査委員にもチェックしてもらおうというような形が、そこまでとってほしいと思うのですが、そこはぜひお願いしたいと思うのですが、どうでしょう。

○委員長（菊地浩二君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） 鈴木でございます。

今委員さんおっしゃられましたとおり、債務負担を組む以上はそこまでやりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（菊地浩二君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

続きまして、これは見やすいところでいくと32ページの町債関係なのですが、先ほどからいろいろ質問で答え出ていて、本年度の町債が38億3,380万ということで出ております。前年度に比較して29億4,480万増加ということになります。この町債はほとんど縁故債であろうが何だろうが、大体3年間の据え置きになるのではないかと思うのですが、この今年度起債する38億3,380万の元本の支払いが始まったときの公債費が幾らになるか計算されていますでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

今現在まだちょっとそこまではやっていない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 山口委員。

○委員（山口正史君） やっぱりこれだけの通常に比べて、新聞にも出ていましたけれども、三芳町が過去最高、140億の予算組んでいるということで、住民の方も何でそんなに膨らむかとか、いろいろ興味はおありだと思いますし、また財務としてもこれによって将来的にどういう一般会計に影響を与えるかというのが必要だと思うので、これは早急にこの38億3,380万だけを計算するというのは大した話ではないので、それでできたらそこで今もう既に町債の返済を行っていますから、それは徐々に減ってきていくはずなので、そのピークの年のやっぱり把握をしておくべきだと思うのですが、それは早急にさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

○委員長（菊地浩二君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

そのとおりでございますので、こちらを議決いただいた暁には早急に着手したいと思います。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

先ほどの8ページの債務負担行為の先ほどのところなのですが、先ほど利子についてはまだこれからということで、もちろんこれからなのですが、財務課長が述べていましたように、なるべく利率の安いところで、できれば町内企業ということで、このところについては、先ほど金融業者へ町が借り入れるというふうなお話があったかと思うのですが、実際にこの借り入れた場合に、借りる業者がこの場合には特定されてしまうのではないかと思うのですが、1社に特定されてしまうのかと思うのですが、私はそうではなくて、やっぱり先ほど財務課長が言われた方向でしてもらいたいと思うのですが、ここでは特定されてしまうのではないのでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 都市計画課長。

○都市計画課長（鈴木喜久次君） お答えいたします。

融資を受けるのはあくまで北松原組合でありまして、町は損失補償契約を結ぶだけでございます。北松原組合自体が総会のときにメインバンク3行を決めてあります。ほぼ地元の金融業者でありますので、その中から借り入れを行うという形になるのではないかと考えられます。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） ほかにございますか。

石田委員。

○委員（石田豊旗君） 石田です。

133ページの調書の欄の当該年度中に起債見込み額が39億8,580万となっているわけですが、これと先ほどの38億3,380万と約1億5,200万ぐらい違うのですが、これは何の金額がここに入っているのですか。

○委員長（菊地浩二君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。
至急調べてお答えいたします。

○委員長（菊地浩二君） ほかにございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地浩二君） なしと認めます。
以上で、債務負担行為、地方債、給与費明細書及び各調書に関する質疑を終了いたします。
暫時休憩します。

（午前10時09分）

○委員長（菊地浩二君） 再開いたします。

（午前10時10分）

○委員長（菊地浩二君） 答弁を求めます。
財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。先ほどの石田委員さんの質問に対してお答えいたします。
平成25年度3月補正におきまして繰越明許費を設定しまして、その分がプラスとなったために額が一致しないということになっております。
以上でございます。大変申しわけございませんでした。

○委員長（菊地浩二君） 続いて、歳入に関する質疑を行います。予算書15ページから18ページ、款1町税の質疑を行います。
質疑をお受けいたします。
秋坂委員。

○委員（秋坂 豊君） 秋坂です。
税務課におかれましては、確定申告ということで今忙しい時期でご苦労さまです。15ページの歳入、款1町税のこれ個人町民税につきまして質問させていただきます。

今回も前年対比マイナスを想定しているわけですがけれども、まず要因について伺っておきたいと思います。

○委員長（菊地浩二君） 税務課長。

○税務課長（細谷俊夫君） 細谷です。お答えします。

今回のマイナスの原因ということですが、まず個人住民税の伸びがここ数年落ちているということです。個人住民税の8割を占めております給与所得者につきまして、リーマンショック以降22年から減少傾向が変わらない、そういうようなことから、給与所得者につきまして2%の減ということで積算しました。そのほかに定年等によります退職者による減、それから住宅ローン控除等により控除の影響を受けまして、その分を含めまして減ということになっております。

○委員長（菊地浩二君） 秋坂委員。

○委員（秋坂 豊君） 秋坂です。

私が一番この中で重要視しているのは、収入歩合の97%というものが昨年も97%、今回も97%ということ

ですね。そうすると100%に対して3%なのですが、この3%は、たかが3%なのか、そういう税務課の認識というか意識というか、そういうところというのは、どんなふうに皆さん考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 税務課長。

○税務課長（細谷俊夫君） 細谷です。お答えします。

滞納されている3%のことかと思うのですが、97%のちゃんと納税されている方がいらっちゃって、3%の方というのは、その滞納されている方によってもいろんな状況あると思うのですが、本当に払えない方、それから収入、財産はあっても払っていない方、その辺はそういった滞納者の状況を含めまして取れるところから取っていくような形で対応したいというふうな考えで思っております。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） 秋坂委員。

○委員（秋坂 豊君） 課長の答弁ですと、取れるところから取れるということ、取れないところはでは取れないということなのですね。私は公平にやってもらいたいのです。世の中が今どういう状況かということをもっとしっかり認識してもらいたい。払っている方もやっぱり大変なのですよ。でもやっぱり義務と権利があるから、これやっていかなければならないと。それで、いろいろあの手この手でやっていると思うのですが、まずその振替口座なんかについては、どんな対応をされておりますか。

○委員長（菊地浩二君） 税務課長。

○税務課長（細谷俊夫君） 細谷です。お答えします。

口座振替の推進につきましては、ここ数年課長マニフェストにも載せていますとおり、力を入れて行っています。対象銀行さんをふやしたり、手続のやり方を簡単にしたりと。ただ、現状としまして、まだまだ利用率というのは低いのが現状でございます。これからも力を入れて口座振替には推進していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） 秋坂委員。

○委員（秋坂 豊君） 秋坂です。

この3%の部分で、やはり例えば口座振替についてもそうですけれども、その一定の目標を持ってやらないと、ただふやすのただけでは私ふえないと思うのです。これは、やっぱり税務課の一番大事な根源にかかわる問題だと思うのです。いいやというのだったら私も、私というか私が聞いている人は、やっぱり払いたくないということなのです。今世の中増税増税ね、もう増税ブームですよ。もう月が変わったらもう待たなして来ますから。この中で、差し押さえの物件とか何かいろいろあると思うのです。それなんかもどんなふうに行っているかわからないのですが、一番滞納している人なんかで大きい金額になると1件当たりですとか、参考にちょっと知りたいなと思うのですが、

○委員長（菊地浩二君） 税務課長。

○税務課長（細谷俊夫君） お答えします。

高額滞納者ですと1,000万を超える滞納者がいます。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） 秋坂委員。

○委員（秋坂 豊君） 私は、この1,000万という金額がどうい金額かということをもまず認識してもらいたいです。なぜならば、賦課するということは、1月1日現在を基準日としまして、これからの収入に対してかけているのではないわけでしょう。過去にあったものに対して私は賦課していると思っているのです。そういう人の税務の意識というか、こういう意識というか、そういう人たち、租税教育というのはどういふうになっているか知りませんが、どんな方法で課長を初めやっているのかということ。私思うのは、県のほうでも全てそうですけれども、警察でもそうですけれども、交通違反を例にとりますと、1万円以下の金額でも督促状を出してだめだった場合は逮捕するというぐらいやっぱり臨んでいるわけです。これは、まじめに払っている方に対するやっぱり一つの町の姿勢だと私思っているのです。これがその1,000万という、それは事故とか何かの絡みもありますけれども、そういう人にもものが全然これは流れてしまったということになりますと、これ私は大きな問題だなというふうに思うのです。税務担当も今何人いるかわかりませんが、そういうものをふやした中でしっかりやっぱり中立公平、どこから聞いてもしっかりやってもらうということによってしてもらいたいわけです。それで、1つは、節税とか何かというのがありますけれども、そういうところもこの1,000万の中、そういうのもしっかり教えた中でやれば圧縮できる部分もあるし、払う方に対してもいろいろと指導してもらって、そういうものはやっぱりやっているのでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 税務課長。

○税務課長（細谷俊夫君） お答えします。

納税相談等につきましての対応はもちろんやっています。ただ、節税ということまでは、税務課のほうでは、そこまではちょっと手が回らないというのが現状でございます。

○委員長（菊地浩二君） 秋坂委員。

○委員（秋坂 豊君） 秋坂です。

私は、とにかく今何人いるかわかりませんが、3%をやっぱり今後ふやすという決意でいるのだったら、やっぱり税務課も人員ふやすとか何とかいろんな手を考えてもらいたいと思うのです。これは、やっぱり真面目に払っている方の気持ちを十分察してやっていってもらいたいと思うのです。この1,000万円がもし、決算もありますから、決算のとき聞くとしますけれども、そのまま不納欠損で終わってしまったということがないようにしてもらいたいと思います。

それから、これ歳出のほうにも出ておりましたけれども、来年度から15年からこの徴収方法が普通から特別のほうに変わるということをやっていますよね。やるというか、それらについてちょっとこの3%アップするための一つの方法だと思っておりますが、それらについては、もしそういうのが実施されればどれくらいアップになりますか。

○委員長（菊地浩二君） 税務課長。

○税務課長（細谷俊夫君） お答えします。

今委員さんがおっしゃられたのはアクションプランといいまして、普通徴収という個人が自分で納付しているという形から、給与所得者の場合、源泉徴収という制度、国税のほうは源泉徴収という制度になっていますので、住民税につきましても特別徴収ということで、会社さんのほうで従業員さんの住民税を集めてもらって徴収するというような、その特別徴収のほうに移行させていこうというようなことで、県と県内の市

町村が全面的に27年からやっていこうというようなことを今進めております。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） 秋坂委員。

○委員（秋坂 豊君） これは3%の部分で、私は大分効果があると思うのですけれども、大体今見ると6対4というの、要するに普通と特別納付ですね、6対4、これ出ていましたけれども、問題は今やっていない企業というのは、どちらかという大きい、大中という、これ適切かどうかわかりませんが、普通やっているところというのは、余り規模的には大きくないところかなと思うので、相当PRしないとうまくいかないなというふうにするのですけれども、課長はその辺のところはどういうふうに考えていますか。

○委員長（菊地浩二君） 税務課長。

○税務課長（細谷俊夫君） お答えします。

今委員さんがおっしゃられましたとおり、普通徴収という、やられている、従業員の方が少なく、そういう特別徴収の手続がなかなかできないというような、そういうことはよく聞いていますので、その辺につきましては、こちらのほうでもやり方等を説明しながら特別徴収に切りかえていただくような方向で取り組んでいきたいというふうには思っております。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） 秋坂委員。

○委員（秋坂 豊君） 秋坂です。

それから、さらにはそれも一つの税収アップの一つの私は方法だと思うのです。もう一つは、マイナンバーなんかも視野に入れてということもあるのですね。それでないと私はもう100%目標にしていてもらいたいと思うのです。問題は職員の意識なのですから、97%が最高だからこれでいいやと思っているのか。やっぱり最初は100%で皆さんに等しく賦課したものについては納めていただくという感じでいくかいか、これによって私随分違うと思うのです。課長もいろいろ大変だと思うのですが、その辺のところは、どういうふうを考えるかによっていろいろ変わるわけですから、いずれにしても、この3%というものをたかが3%と思わず、100%に向けて頑張ってもらいたいと思うのです。

それから、次の15ページの法人税ですが、25年度は9,000万円のアップを見込んだのですが、今回は7,500万円の減を見込んでいるということなのです。この要因について伺っておきたいと思います。

○委員長（菊地浩二君） 税務課長。

○税務課長（細谷俊夫君） 細谷です。お答えします。

法人町民税につきまして22年、リーマンショックの22年以降から少しずつ税収のほう伸びておりましたが、25年の決算見込みにつきましては、予定外に減額というような今形で推移してしまっていて、その原因ということになるかと思うのですけれども、景気のほう復調基調ということで緩やかに上がっているというような想定をしていましたので、25年の予算編成の際には、そのぐらい伸びるだろうということで計上はしていたのですけれども、どうしてここまで落ちたかという分析につきましては、いろんな考えがあるかと思うのですけれども、税収、収益が上がってきたので、設備投資にするとか、あと支店等がふえてきた、そういうことで町内の法人のほう分割法人といまして、今町内に1個の法人ではありませんので、あちこち支店を持って、それで案分して法人町民税の計算をしていますので、支店がふえることで当町の案分が下がり

てくると、そういう部分での税収の減というのものもあるかと思うのです。そういうようないろんな要因がありまして減収になっているのかなというふうに思っております。特に税収が落ち込んでいる業種につきましては、ちょっと調べてみたのですけれども、済みません、42%の全体の法人町民税の中のウエートを占めています製造業におきまして前年比で1億1,000万ほど減になっています。あとサービス業につきましても3,000万ほどの減になっています。まだ25年途中ですので、これが全てではないと思うのですけれども、こういうような状況で税収が減額というような形になっております。

○委員長（菊地浩二君） 秋坂委員。

○委員（秋坂 豊君） 秋坂です。

政府とかアベノミクスなんか聞いている限りではプラス方向で発表されていますね。それと、県なんかのほうの様子なんかも発表なんか聞いておりますけれども、やはりプラス傾向的なことをやっているところなんて、町と考えると何か整合性は何かとれていないような感じするのです。ですから、我が町における企業は元気がないのかなというふうに、この数字から見るとそういうふうにとれているわけなのです。それはそれ。私が思うのは、ここでもここは先ほどの97%から比べると収入超えが99%という理想に近いところなのですが、これ1%というのはどういう要因なのか。例えば倒産してしまった会社だとか何とか、高めに設定していますよね。その辺のところについてちょっと。

○委員長（菊地浩二君） 税務課長。

○税務課長（細谷俊夫君） 細谷です。お答えします。

1%につきましては、今委員さんがおっしゃられましたとおり、倒産に近いようなそういう会社が多いです。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） ほかにございますか。

増田委員。

○委員（増田磨美君） 増田です。

15ページの今のところの法人税のところなのですけれども、25年度の決算見込み額と26年度の予算が変わっていないというふうになっているのですけれども、これは消費税が4月から導入されるようになってくると思うのですけれども、その影響というのではないというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 税務課長。

○税務課長（細谷俊夫君） 細谷です。お答えします。

消費税の場合、もう25年中の結果が26年に出てきますので、消費税の影響というのはそれほど考えてはおりません。消費税の影響はないのではないかというふうに考えております。

○委員長（菊地浩二君） ほかにございますか。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

同じ15ページで個人町民税なのですけれども、今こういうふうには減となっていくのは町だけではなくて日本全体のことだと思うのです。やっぱりそこまで社会情勢が落ち込ませている、不景気になってきているわけですから、本当にその辺は皆さんのほうでは社会情勢のために私はこういうふうになってきていると思

ますので、その社会情勢をどのように捉えているかお尋ねしたいと思います。

○委員長（菊地浩二君） 税務課長。

○税務課長（細谷俊夫君） 細谷です。お答えします。

社会情勢、経済情勢、今特に個人住民税におきましては給与所得者がほとんど、8割近くが給与所得者で、そういう給与所得者の給与が伸びていない。あるいは派遣の方でしたりパートさんの問題でしたり、そういう意味で年収に上がってこないというように結びついているのかなというふうに税務としての立場からは考えます。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 本当に今課長が言ってくれましたように、正規の雇用が減っているのですよね、もうずっと。だから、これは法律のものとほうの労働者派遣法、こういったことの改悪が次々やられてきて、本来なら正規雇用を前面にしていけばここまで落ち込まないのですよね。だから、先ほど言いましたように、非正規の雇用がふえている、これも大きな要因ですし、実際に所得もここ何年かで70万も減っているわけですね。だから、そういったあとは社会保障の改悪、どんどん、どんどん負担がふえていくから、ですから消費が伸びていかない。ですから、いろんなことの要因があるわけですから、やっぱり町も私は努力をしていると思いますから、住民の立場に立ったそういった課であってほしいと思います。

それから、6月よりかまた住民税の均等割が500円、復興増税として影響していくわけでありましてけれども、資料いただいていますので、この復興増税の影響は、資料の918万7,000円とありますが、これが復興増税の影響額というふうに受けとめてよろしいのでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 税務課長。

○税務課長（細谷俊夫君） 細谷です。お答えします。

今委員さんがおっしゃられましたとおり、納税義務者数に均等割の500円ということで、それを掛けた金額が復興増税に、防災費等の施策に必要な財源を確保するためにということで増税ということになっております。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

事業別予算説明書の7ページ、8ページで、次の固定資産税なのですが、これは13ページのちょっと都市計画税にも絡んでいる、同じ要因ではないかと思うのですが、固定資産税がふえている、都市計画税もふえている、この中見ますと納税義務者ですね、土地の。現年度分の納税者数が前年度に比べて100人ふえていると。これが要因なのかなと思っているのですが、そういう解釈でよろしいですか。

○委員長（菊地浩二君） 税務課長。

○税務課長（細谷俊夫君） 細谷です。お答えします。

納税義務者数ということでの原因ではないと思います。年収ふえてくるのは、土地等でしたら地目変更でしたり、家屋でしたら新築家屋が建ったりとか、そういうふうな部分ですので、納税義務者数、名義変更等、あとあるいは分筆等で所有者がふえていくということはありませんけれども、納税義務者イコールというのは、

そんな影響はないというふうには思っております。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

そうすると、納税義務者数がふえることが原因ではないとなると、この固定資産税の増額の要因、1億2,800万増加すると見込んでおりますが、これの要因というのは何なのでしょう。

○委員長（菊地浩二君） 税務課長。

○税務課長（細谷俊夫君） 細谷です。お答えします。

26年度の予算積算に当たりまして、一番大きい要因は家屋の増ということで、ここで倉庫あるいは病院、遊技場、そういったものが大きなもので5棟ふえまして、その税収だけで1億近い税収となっております。そのほかには、土地におきましては地目変更等で1,600万ほど伸びておりまして、負担調整による増ということで1,000万ほど伸びております。

○委員長（菊地浩二君） 山口委員。

○委員（山口正史君） そうしますと、もうそれは既に25年度の決算見込みでも増額になっていると見て、それを前提に26年度積算したという考え方でよろしいでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 税務課長。

○税務課長（細谷俊夫君） 細谷です。お答えします。

25年に新築された建物です。それが評価が終わりまして26年から課税になりますので、25年の税のほうとは関係ございません。あと、地目変更等につきましても、25年に例えば山林から雑種地とか、そういうのは地目変更があったために税額が変わったということになりますので。

○委員長（菊地浩二君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 最後の質問ですが、説明書のほうの15ページの法人税なのですが、7,400万、7,500万程度おっこっています。先ほどの課長の説明はわかったのですが、1号法人が25年度の予算に比べて減っているのですよね、1号法人の数が。2号以降は減ったりふえたり微妙なのですが、1号法人が減っているのです。その影響というのはいかにどの程度あるのかなというのが1つお伺いしたいところなのですが。

○委員長（菊地浩二君） 税務課長。

○税務課長（細谷俊夫君） 細谷です。お答えします。

1号法人がそれほどの影響は出てこないというふうには思っております。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地浩二君） 以上で、款1町税の質疑を終了いたします。

質疑の途中ですが、休憩をいたします。

(午前10時38分)

○委員長（菊地浩二君） 再開いたします。

(午前10時50分)

○委員長（菊地浩二君） まず、資料の訂正をお願いしたいと思います。

お手元に予算特別委員会予算審査予定表というのがあるかと思いますが、そちらをごらんいただきたいと思います。開催日につきまして、第1日目が3月7日になっていますが、2日目が3月10日になっています。これを9日にしてください。3日目が10日、4日目が11日、5日目が13日、以上のように日付の訂正をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。上は合っていますので。

また、委員さんにおかれましては、発言する際にまず名前を言ってから質問に入るようお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地浩二君） では、続きまして、18ページ、19ページ、款2 地方譲与税の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地浩二君） 以上で、款2 地方譲与税の質疑を終了いたします。

続いて、19ページ、款3 利子割交付金の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地浩二君） 以上で、款3 利子割交付金の質疑を終了いたします。

続いて、款4 配当割交付金の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

1,440万前年度に比べて増ということであります。こういった増の要因をどのように捉えているのかお尋ねいたします。

○委員長（菊地浩二君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

こちらの配当割交付金につきましては平成26年、ことしの1月より市町村への交付率が2%であったものが3%、要するに本則になりましたので、それが一番大きな要因であると考えております。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

わかりました。それプラス大企業などの役員などの配当がふえているのかなというふうにも捉えているのですが、その辺はどのようにお考えになりますでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

昨今の日経平均株価を見ますとかなり上がってきておりますので、役員の配当によってかどうかちょっと

わかりませんけれども、株価の上昇によってこちらの交付金のほうにもよい影響が出ているのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地浩二君） 以上で、款4配当割交付金の質疑を終了いたします。

続いて、款5株式等譲渡所得割交付金の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

ここも同じく前年度に比べて4倍以上もふえています。株で100億円以上ももうけた人もいますけれども、庶民の生活は苦しいのに、反面こういうふうなことで得ていますけれども、この要因としては、アベノミクスのその対策の要因がかなり大きいのではないかというふうに捉えています。担当課長はどのように捉えていますでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

やはり平均株価の上昇も大きな要因となっておりますと思いますが、それと先ほども配当割交付金のほうでも申し上げましたように、こちらのほうも交付金の割合が、市町村への交付が26年の1月より2%から3%となりました。それも大きな要因であると考えております。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

実際にはこういうふう大金持ちの人は株で次々もうけて、傍ら私たちにはガソリンとか灯油とか、本当に値上げ値上げで生活が厳しい、こういったところで、実際には株式の譲渡で税率が10%ということでもかなり優遇されています。これは国策ではありますけれども、本来こういったもうけているところについては、税率を10%から20%、30%、こういった引き上げていく対応が本来ならば必要だと思っております。その辺は担当課はどのように考えますでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 吉村委員、担当課の答弁する範疇を超えていると思うのですが、よろしいでしょうか。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 実際には、先ほど課長が答えていただいたように、町に対しても2%から3%に上げているということで、全体的にここが上がればまた町のほうも全体的には金額が上がりますよね。これが20%になり30%になれば町のほうにおりてくる金額も変わってきますので、関連はしていると思っております。答弁のほうをお願いしたいと思います。

○委員長（菊地浩二君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

こちらのほうも、税率のほうが10%から20%のほうに平成26年の1月より上がっておりまして、その関係で市町村への交付が2%から3%になっております。財政担当としましては、町にとって少しでも多くの交付金が入ってくることは、とても喜ばしいことなので、今後さらに期待していきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） ほかにございませんか。

山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

済みません、26年の1月から課税が20%になったと、それはいいのですが、N I S Aの影響というのは出ているのでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

N I S Aの影響となりますのは26年度からだと思いますが、交付金のこちら県のほうの市町村交付金の見込み額による伸び率によって算定してこの額を出したものでありますけれども、今の時点ではそのN I S Aによる影響というところまでの分析は、この中には含まれていないのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地浩二君） 以上で、款5 株式等譲渡所得割交付金の質疑を終了いたします。

続いて、款6 地方消費税交付金の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

杉本委員。

○委員（杉本しげ君） 杉本です。

資料を見てみますと、26年度の県交付金の見込み等の伸びを見て勘案したというふうには書いてあるのですが、この伸びです。6,100万円の伸びなのですが、消費税関係、あるいは社会保障関係、いろいろ地財計画との関係があると思うのですが、この伸びの背景というか要因について、もう少し詳しくお願いできますか。

○委員長（菊地浩二君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

要因としましては、まず今回の増税分が交付金に反映されるのは早くても12月の交付金、交付分からなること。それと、引き上げ分の交付金につきましては全額、先ほど委員さんおっしゃいました全額社会保障経費に充当することとなっております。今回そのため財源充当内訳を資料として添付したところでありますが、この引き上げ分につきましては、社会保障財源化されることを踏まえまして交付金の算定方法、こちらが従来は人口と三芳町内で働く従業員の数で案分して交付されておったものですが、引き上げ分につきましては、全額人口により案分する方式となっております。現行の交付金の部分につきましては、従来どおりの案分方式で交付されるわけですが、当町は他の町村と比べますと町内で働く従業員の数が多いものですから、その分人口、この町の人口の割には他の町村と比べると交付金をいただいていたところがござい

ます。今後引き上げ分につきましては、人口による案分となりますので、当初当町で財政担当として考えていたほどは、交付金は伸びないのではないかとということで今回のこの額となったところでございます。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 杉本委員。

○委員（杉本しげ君） 今説明がありました引き上げ分については、人口で計算しているということなのですが、その地方消費税なのですけれども、8%時に1%から1.7%に引き上げられますね。初年度ということで通過措置として0.7%を見込まないで0.2%だけだというふうにあります。そうしますと、この引き上げ分というのは幾らでもないのではないかなというふうに思うのですが、その辺の去年から、その引き上げ分についての交付額というのは、余り期待できないのではないかなというふうに思うのですが、どうなのでしょう。

○委員長（菊地浩二君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

今回の消費増税に伴う引き上げ額につきましては、6,400万円と見込んでおります。やはり案分方式にもよるところでもありますけれども、それほど今回の26年度予算には反映されてこないのではないかと印象は持っております。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地浩二君） 以上で、款6 地方消費税交付金の質疑を終了いたします。

続いて、款7 自動車取得税交付金の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

杉本委員。

○委員（杉本しげ君） 説明によりますと税の引き下げに伴って減額になっているという説明がございました。確かに消費税8%になることで普通車が5%から3%ですか、軽自動車が3%から2%に取得税がなるということなので、それが反映しているかと思うのですが、エコカー減税もまた引き続きやると思うのですが、その辺の影響については、これは入っているのですか。

○委員長（菊地浩二君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

委員さんおっしゃいましたようにエコカー減税も拡充の方向でありますので、これの影響も大きいものと考えております。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地浩二君） 以上で、款7 自動車取得税交付金の質疑を終了いたします。

続いて、20ページ、款8 地方特例交付金の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（菊地浩二君） 以上で、款8 地方特例交付金の質疑を終了いたします。
続いて、款9 地方交付税の質疑を行います。
質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（菊地浩二君） 以上で款9 地方交付税の質疑を終了いたします。
暫時休憩します。

（午前11時04分）

-
- 委員長（菊地浩二君） 再開します。

（午前11時05分）

-
- 委員長（菊地浩二君） 続いて、款10交通安全対策特別交付金の質疑を行います。
質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（菊地浩二君） 以上で、款10交通安全対策特別交付金の質疑を終了いたします。
続いて、款11分担金及び負担金の質疑を行います。
質疑をお受けいたします。
秋坂委員。

- 委員（秋坂 豊君） 20ページの目1の民生費のところでは節2の児童福祉費負担金、このところで、先ほかに続きましてこの収納率のところでは質問したいわけですが、年々滞納率の金額がふえているという現状にありますけれども、この辺のところについては、担当課ではどのように捉えていますか。

- 委員長（菊地浩二君） こども支援課長。

- こども支援課長（森田一美君） 森田です。お答えします。

滞納につきましては、年々委員さんおっしゃいますとおりふえている状況でございます。それで、滞納者につきましては督促状ですか、そちらを年2回、催告状の発布につきましては毎月等行っておりまして、滞納の整理について検討しているところでございます。

以上でございます。

- 委員長（菊地浩二君） 秋坂委員。

- 委員（秋坂 豊君） 秋坂です。

この保育料は、月初めに払うというこんなふうになってありまして、特に一番問題視するのは、教育の始まりが保育所からだと私は認識しているのです。この初めがもう払わなくていいという感じが私はちょっとおかしいと思うのです。ここで児童選考委員会設置条例というのがあるのです。その3条のところに、委員が15名いるということなのですけれども、入るときは選考委員会にかけるのですけれども、こういう問題はこういうところでは話し合われるということはないのですか。

- 委員長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（森田一美君） 森田です。お答えします。

選考委員会につきましては、入所の選考のみでありまして、滞納者につきましてはの意見等はございません。以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 秋坂委員。

○委員（秋坂 豊君） 秋坂です。

担当課ではこういう問題、どんな形で処理しているのですか。

○委員長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（森田一美君） 森田です。お答えいたします。

先ほども言いましたが、実際に督促状の発送とか催告状の発布、それに伴いまして電話等による相談とかを行っております。今後におきましては、税のほうの情報等を共有いたしまして、連携を図りながら滞納者につきましては対処していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 秋坂委員。

○委員（秋坂 豊君） 秋坂です。

私もいろいろホームページからも資料を取り寄せてみまして、非常に気にしているわけです。これは、過日の一般質問の中でもいろいろ待機児童が毎年多い。なぜ減らないのだいということと言われて、ことしも43人ほどいると。新規の申し込みが161人いるということね、あるわけね。これ一度入るとそういう滞納者なんかも、例えば幼稚園に行かなければ5歳児までずっといるということなのですよ。毎年この方は反省していると思うのです。たまっている人は大体どれくらいいるのですか。

○委員長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（森田一美君） お答えいたします。

滞納者の人数につきましては把握してございません。ただ、滞納者の保育所、学童におきまして、現時点で現在登園者の方で滞納金額が多い方で112万5,440円でございます。それは保育所でございます。学童につきましては、現在登園しています人で22万6,000円となっております。この2名の方につきましては、分納の約束を取り交わしております。1回につきまして毎月1万円ずつお支払いしてもらうということに保育所はなっております。学童につきましては、分納の制約がありまして、こちらの方は毎月3万円ずつということになっております。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 秋坂委員。

○委員（秋坂 豊君） これは保育料ですから、税という捉え方なのか、それとも保育料で時効とか何かというものは、これには影響というのは及ぼすのですか。

○委員長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（森田一美君） 森田です。お答えいたします。

それは、税と同じということではないのですけれども、保育料ということですから、そういう措置はいたします。

以上でございます。

〔「ちょっと聞き取れなかったので」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地浩二君） もう一度答弁をお願いします。

こども支援課長。

○こども支援課長（森田一美君） 森田です。お答えいたします。

税という形ではありませんけれども、保育料でございますが、そのような措置は同じようにいたします。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 時効の援用があるという考え方でいいということですね。

こども支援課長。

○こども支援課長（森田一美君） そのとおりでございます。

○委員長（菊地浩二君） ほかにございますか。

秋坂委員。

○委員（秋坂 豊君） 保育料の場合には減免ということもないですけれども、生活保護とか非課税世帯なんかは、これはゼロなのですよ。ですから、この弱者については当然救済されているわけですね。さらに、兄弟が3人いた場合、同じ世帯の場合ですね、2人目だと保育料は半額、3人目だと保育料は免除されるという、こういう優遇策があるということは間違いないでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（森田一美君） 森田です。お答えいたします。

間違いございません。

○委員長（菊地浩二君） 秋坂委員。

○委員（秋坂 豊君） 秋坂です。

そうしますと、町のほうではこれ十分税制というかこの保育料としては、これ十分なサービスはしているわけですよ。それで、6時以降からの延長についても1回200円で1カ月300円、これは間違いはないですか。

○委員長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（森田一美君） 森田です。お答えします。

変わってございません。

○委員長（菊地浩二君） 秋坂委員。

○委員（秋坂 豊君） 秋坂です。

そうしますと、今回も43の方が待機している。そして、こういう方は、働いていなければいけないということということは、私は払う能力はある面ではあるなというふうに思っているわけです。そういうところはちゃんと分析していますか。

○委員長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（森田一美君） 森田です。お答えいたします。

保育料、保育所の申し込みの際に確定申告を終えまして、その確定申告等のコピーがございますので、その経済上というかそういうことにつきましては、町のほうでも把握しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 秋坂委員。

○委員（秋坂 豊君） 秋坂です。

それで、この所得税が30万以上の方は月に5万4,200円の、この場合はゼロ歳児ですけれども、払っている。ある面には減免措置というのですか、保育料に対しては、弱者についてはこういうことやっているということなので、そういう人たちは、私は先ほども思ったのですけれども、125万円ということなのですね。こういう人たちが、先ほどの繰り返しになりますけれども、教育の最初のスタートラインに立った方が払わなくてもいいよ、時効で消滅してしまう。これが小学校に今度は上がっていくわけですね。そうすると、給食費とか、そういうところにも私影響すると思うので、ここは何としてもこういう人たちが、中にはやむを得ずという方もあるかもしれませんけれども、そういうところまでやっぱりしっかり把握して、適切な処置をしていただかないと一生懸命まじめにやっている人たちというのは、私は報われないと思うのです。ですから、督促状だけでいいという考えについては、私はこれ改善してもらいたいのです。しっかり面接するなりなんかして、時効だったということになったら、これは大きな問題だと思うのですけれども、この辺については、私はぜひ善処してもらって、誰が聞いてもわかるような状況の中でやっていただくという形にしてもらいたいと思うのです。その辺について。

○委員長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（森田一美君） 森田です。お答えいたします。

先ほども言いましたが、税のほうとタイアップいたしまして滞納の整理のほう、相談等催告状、そういう形で今後検討してみたいと思います。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 秋坂委員。

○委員（秋坂 豊君） 秋坂です。

これまだ決算もありますから、この限られたものですから、これ以上は質問しませんけれども、次回もあるということですからいろいろやって、誰でもわかる公平な形の中でお願いしたいと思いますので、くれぐれもよろしくをお願いします。

○委員長（菊地浩二君） ほかにございますか。

岩城委員。

○委員（岩城桂子君） 岩城でございます。

今お話があった部分のこの2の児童福祉費負担金の中の滞納人数等、まず教えていただければと思います。

〔「済みません、もう一度よろしいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地浩二君） 岩城委員。

○委員（岩城桂子君） もう一度お伺いします。

保育所のこの保護者負担金、児童福祉費負担金でございますが、滞納人数を教えていただければと思います。

○委員長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（森田一美君） お答えいたします。

先ほども言いましたが、ちょっと人数は把握してございません。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 岩城委員。

○委員（岩城桂子君） 岩城でございます。

済みません、次の学童保育費、これも滞納者数がまだわからないという部分でありますでしょうか。それから、定員より何人現在ふえているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（菊地浩二君） まずは、学童保育に関しての滞納者数についての答弁を求めます。

こども支援課長。

○こども支援課長（森田一美君） 森田です。お答えいたします。

学童の滞納者につきましては12名でございます。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 続いて、定員よりどれくらい多いかということについて答弁を求めます。

こども支援課長。

○こども支援課長（森田一美君） 森田です。お答えいたします。

学童につきましては、定員が定まっておりますので、済みません、ちょっと今資料ございませんので、申しわけありません。

○委員長（菊地浩二君） 課長、後で答弁ということでよろしいのでしょうか。

こども支援課長。

○こども支援課長（森田一美君） 森田です。

後ほどお答えいたします。

○委員長（菊地浩二君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地浩二君） では、答弁を保留して後ほどご答弁をいただきたいと思います。

続いて、21ページ、22ページ、款12使用料及び手数料の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

岩城委員。

○委員（岩城桂子君） 岩城でございます。

21ページの総務使用料の中の節、調査使用料でございます。ここの中の市民活動支援センター、今回1,000円が計上されておりますけれども、25年度何団体が実際に使用していらっしゃるのか、その積算根拠を教えてください。

○委員長（菊地浩二君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

25年度につきましては13団体が使用しております、基本的には公民館登録団体となりますので、使用料について減免となりますが、科目設置として1,000円のほうを計上させていただきました。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地浩二君） 以上で、款12使用料及び手数料の質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

(午前 11 時 21 分)

○委員長（菊地浩二君） 再開します。

(午前 11 時 23 分)

○委員長（菊地浩二君） 続いて、22ページから24ページ、款13国庫支出金の質疑を行います。
質疑をお受けいたします。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

国庫負担金の中の保健衛生費負担金で、昨年度から始まった未熟児養育医療負担金で予定人数はどのくらいを把握していらっしゃるかお尋ねいたします。

○委員長（菊地浩二君） 保健センター所長。

○健康増進課保健センター所長（山本 明君） 保健センター、山本です。よろしくお願いいたします。

こちらのほうの予定人数のほう10名を予定しております。の3カ月分ということで予定しております。
以上です。

○委員長（菊地浩二君） ほかに。

増田委員。

○委員（増田磨美君） 増田です。

22ページの民生費国庫負担金の中の節2 障害者福祉費負担金、この3行目の障害児施設措置費負担金についてなのですが、これは全額みどり学園への補助金ということで考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 三室です。お答えいたします。

こちらはみどり学園のみではなく、ほかにも形態としましては、平成24年度よりみどり学園は児童発達支援という区分になりました。そのほか放課後児童デイサービス、それから障害児相談支援、こういった3つの事業所、3つの区分に所属する事業所が請求してきたものに対してお支払いする、そのほかに対しての負担金になっております。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） 杉本委員。

○委員（杉本しげ君） 杉本です。

まず、22ページの総務費国庫補助金の中の社会保障税番号制度によるシステム改修についてでありますけれども、これは100%国のほうから来ると思うのですが、税と社会保障の個人情報一括管理をすることなのですが、これの効果というかメリットというか、それをどういうふうにお考えでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 住民課長。

○住民課長（落合行雄君） 落合です。お答えいたします。

番号制度に伴うこちら住基のシステム改修ということなのですが、この内容につきましては、27年度から

スタートするというので、今、国のほうからいろいろ示されているものですが、その内容につきましては、まだ検討をこれからしていかなければいけないのですけれども、住基システムでありますとか税務システムとか介護システム、国民年金のシステムのほうの改修を行いまして、それらを番号制度のほうにどう組み入れていくかということでこれから検討していくということになる状況でございます。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 杉本委員。

○委員（杉本しげ君） 杉本です。

さまざまな税金と社会保障にかかわる部分が目で見えるということですよ。私たちは、このマイナンバー制度、国会のほうでも反対しているのですけれども、やっぱり先ほど秋坂委員からもありましたけれども、徴税の強化、あるいは社会保障などの給付抑制につながるということですね。それから、権力によって国民を監視したり、プライバシーの漏れいもかなり心配だと、そういうこともあるのですけれども、例えばこれからはこのシステム改修をして27年からということなのですけれども、危惧されるのは、全部一目にしてわかりますから、例えば子ども医療費、あるいは児童手当を受けている方が先ほどのように税を納めていなかったら、こういう制度をやめますよみたいな、そういうことになりかねないのではないかというふうに思うわけです。そんなことは三芳町はしないということであればいいのですが、そういうことは危惧されませんか。

○委員長（菊地浩二君） 住民課長。

○住民課長（落合行雄君） 落合です。お答えいたします。

番号制度につきましては、まだこれから検討していくということでございます。それで、保育料ですとかそういったところまでこちらの番号制度のシステムの中に組み入れていくとか、その辺につきましても今後検討していくということでございますので、現在三芳町でその辺について危惧されているわけですが、今後検討していくという形になると思います。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 杉本委員。

○委員（杉本しげ君） 杉本です。

また引き続き注視をしていきたいと思いますが、ぜひ運用については、本当に社会保障のサービスを低下させないように、ぜひ気をつけていただきたいというふうに思います。

それと、23ページの教育費国庫補助金なのですが、教育総務費補助金の中で、学校施設環境改善交付金ということで、今年度は1億4,967万7,000円ということで、これは給食センターと（仮称）第3公民館の建設に伴う交付金だというふうになっておりますけれども、私が聞きたいのは、この中に今回政策になっていまず臨時的な経済対策として元気交付金があったと思うのですが、これはこの年度は入っているのでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 教育総務課長。

○教育委員会教育総務課長（横山通夫君） 横山です。

今の件についてお答えいたしますけれども、元気交付金の部分については26年度には入っておりません。昨日の補正予算のほうで木質化の部分のものを提出したと思いますが、そちらの部分については、元気臨時

交付金の対象となるということで補正予算で計上させていただいたものでございます。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） 杉本委員。

○委員（杉本しげ君） 済みません、今申しわけありません。補正予算がちょっとないのですが、たしか4,800万円ほどついていたと思うのですが、その木質化の部分については、その4,800万円の補助のうちのどのくらいでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 杉本委員、26年度の当初予算ですので、余り外れてしまうと答弁もできなくなりますから。

○委員（杉本しげ君） 関連ですよ、関連。

○委員長（菊地浩二君） 関連も余り幅を見ないように。

杉本委員。

○委員（杉本しげ君） ことしにこの間の補正予算のときもこの事業は、ことしに繰り越されておりますので、全体的にはその補助金のほうも今回は1億4,900万ですが、その前の補助金も足して事業化していますので、一緒だと思うのです、事業としては。財政的にはその前の25年になっていますけれども、事業としてはそうなので、その木質化の部分について予算というのはどのくらいかなというのは関連だと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 木質化は関連していません。

ほかに質問ございませんか。

岩城委員。

○委員（岩城桂子君） 岩城でございます。

22ページの項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金の中の1社会福祉費補助金でございますが、臨時福祉給付金及び子育て臨時給付金に関する補助金として1億5,598万7,000円が計上されておりますが、これは4月からの消費税で所得が低い方ほど課税が大きくなり、逆進性からその負担を緩和するための補助になると思うのですけれども、まずこの対象者人数をお伺いしたいと思います。

○委員長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） まず、臨時福祉交付金からでございますが、対象者は約7,500人と見込んでおります。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） 岩城委員。

○委員（岩城桂子君） 子育て臨時給付金のほうは何人でしょうか。

○委員長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（森田一美君） 森田です。お答えいたします。

4,400でございます。

○委員長（菊地浩二君） 岩城委員。

○委員（岩城桂子君） 岩城でございます。

そうすると、この対象者の方にどのような周知をされるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 三室です。お答えいたします。

周知の方法については、今のところ広報等による周知、あとホームページですね、こういったところが主に周知の方法と考えております。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） こども支援課長、答弁は。

○こども支援課長（森田一美君） 森田です。お答えいたします。

福祉のほうと同じように考えております。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 岩城委員。

○委員（岩城桂子君） 今広報、ホームページでの周知という部分で、対象者の方に丁寧な申請の仕方とか、そういう部分ではされないのでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 対象者となることをどのようにお知らせするかというのが非常に今課題になっておりまして、非課税の方が対象であるということになったときに、その課税の状況ですね、こういったものを先に担当課である福祉課が入手して、その方に通知することはまずできないというふうに考えております。ですので、税務課ともちょっと話し合いながらよい方法を今検討している。これは、全国的な課題にもなっていると思いますので、そのあたり十分把握しておりますので、もう少しお時間いただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） 杉本委員。

○委員（杉本しげ君） 杉本です。

22ページの民生費国庫負担金の中の社会福祉費負担金、国民健康保険基盤安定負担金なのですが、昨年とほぼ負担額が変わっていないのですけれども、26年度は5割、2割軽減に対する対象者が拡大をするということになっています。全国では400万人言われていますね。介護保険のほうもそうなのですけれども、介護保険のほうで180万人だったと思います。それと、7割、5割、2割軽減の補助率もそれぞれ引き上げられるというふうに聞いているのですが、この辺が反映されていないと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 住民課長。

○住民課長（落合行雄君） 落合です。お答えいたします。

委員さんご指摘のとおり、5割、2割軽減の拡充ということになるのですが、今回の予算のほうには反映させてございません。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 岩城委員。

○委員（岩城桂子君） 岩城でございます。

23ページの日3衛生費国庫補助金でございますが、この感染症予防事業国庫補助金284万5,000円、今回減額として330万1,000円が減額されておりますけれども、この要因をまずお伺いしたいと思います。

○委員長（菊地浩二君） 保健センター所長。

○健康増進課保健センター所長（山本 明君） 山本です。お答えいたします。

今回こちらのほうの助成のほうなのですが、こちらのほうがん検診推進事業、そちらのほうの助成のほうになります。こちらのほう無料クーポン事業を実施している事業になります。25年度までは子宮がん検診が20歳から40歳までの間、5歳刻みを対象、乳がん検診に関しましては、40歳から60歳までの5歳刻みで対象、大腸がん検診に関しましても同様に40歳から60歳までの5歳刻みの方を対象という方で実施をしておりました。今年26年度に関しまして、子宮がん検診並びに乳がん検診が実施が、この事業が実施されたのが平成の21年からになりまして、5年を経過しておりまして、そのため今回26からは最初の入り口の年齢の方を対象ということになりますので、子宮がん検診に関しましては20歳の方の女性、乳がん検診に関しましては40歳になる女性ということで対象のほう引き下げられる関係で減額という形になっております。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地浩二君） 以上で、款13国庫支出金の質疑を終了いたします。

答弁がありますので、発言を許可いたします。

こども支援課長。

○こども支援課長（森田一美君） 森田です。お答えいたします。

先ほどの岩城委員さんの学童の定員なのですけれども、今入所されている方が381でうちのほう見込んでおります。実際に定員と比べますと50名程度増となっております。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 滞納者数はまだわからないということですか。

〔「12名と……」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地浩二君） 12名か。失礼しました。

今の答弁に対して質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地浩二君） 続いて、24ページから26ページ、款14県支出金の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

25ページの障害者福祉費補助金の中の地域視察対策緊急強化交付金という36万6,000円が計上されておりますけれども、資料の説明ですとメンタルチェックシステムということで14万6,880円支出になっておりますけれども、この内容についてどのようなことをしていくのかお尋ねいたします。

○委員長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 三室です。お答えいたします。

メンタルチェックシステムというのは、ホームページ等にこのメンタルチェックシステムというのをアップしまして、住民の方が自分のメンタルチェックをするためにそこにアクセスするというようなシステムに

なっております。これによって住民の方がまずクリックしていくといろんな質問が出てきまして、その質問に答えていくとその方の心理状況というかメンタル状況、この辺が自己診断できるようになっている、そういったシステムになっております。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

そうすると、ホームページを開けない人は対象外ということになるのでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えします。三室です。

今のところそういったホームページ等からのアクセスということになっておりますので、このシステム自体に関しては、そのホームページを開ける方のみというふうになるかと思われま。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

その辺では町内の方がどれだけそれを利用できるのか、それはちょっと疑問なのですけれども、実際にそれでそれを住民の方が見てチェックをして、その後町とのかかわりというのはどのようになっていくのでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 三室です。お答えいたします。

この自殺予防の対策事業に関しましては、このメンタルチェック以外にもさまざまな場所での講座ですとか、それから普及啓発用のグッズをお配りするようなことも考えてはおります。そういった意味で、それを通して、担当が三芳町の福祉課になりますので、そちらにご相談いただけるようにご案内は引き続きやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

ほかのところはわかるのですけれども、先ほどの14万6,880円のところのホームページの部分なのですが、それを開いて、そして何かありましたら町のほうに相談をしてくださいというふうな、そこまで設けるのでしょうか、そういったことでその効果というのは、果たしてどうなのかなと思うのですけれども、その辺についてはどのような対応で住民との接点を持てるのかということで先ほどお尋ねしたのですけれども、再度もう一度お尋ねいたします。

○委員長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 三室です。お答えします。

対象者のことに関して言いますと、委員さんご指摘のとおり、全ての方をカバーすることはできないというふうには考えておりますが、ただそのホームページにアクセスした方については、この福祉課のほうにご相談いただけるように誘導はしていきたいと思っております。

それから、ほかにもさまざまな場面を通じてホームページを開けない方にもアプローチしていく方法は、担当課としては、鋭意努力してやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

実際に県のほうの補助金なので、ある程度のこういう方向性でやってほしいということがうたわれてきているからそれでやっていくのしょうけれども、実際にこのホームページ開いてそういうふうにして、町とのかかわりで、それでもって相談に来て対応ができるとか、そういったことはどのくらいの人数というか、そういうのを把握していますか。

○委員長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） 三室です。お答えいたします。

対象者については、推計したことはございません。ただし、実際にその深刻に悩んでいらっしゃる方、それからご自分がちょっと調子が悪いときにこういったものをクリックしていただいて、ご自分の自己診断ということで健康に留意していただくという、さまざまなパターンがあります。そう考えると、このホームページを開く方全ての方は対象になるというふうには思っておりますし、ひいてはやはり三芳町にお住まいの方、全ての方がこの心の健康の問題に関しては、対象になるというふうに私ども捉えて日々業務しております。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） ほかにございませんか。

小松委員。

○委員（小松伸介君） 小松です。

今の関連なのですけれども、予算の概要の19ページに今の自殺のメンタルチェックの部分が書いてあるのですけれども、「県として現段階で補助を実施するか否かは不確定」と書いてあるのですけれども、ちょっとこの内容について教えていただけますでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 福祉課長。

○福祉課長（三室茂浩君） お答えします。三室です。

表記の仕方が非常に曖昧な表記の仕方となっておりますのですけれども、この自殺対策の補助金に関しましては毎年年度末、前年の年度末に通知があって、4月1日で申請をしております。大抵この時期になりますと、来年度の予算がつくつかないということに関しては、ある程度の感触というのを担当者を通じて得られるものがあるのですけれども、本年度に関しては、ちょっとそういった正確な感触が得られていない。ただし、ただしなのですが、今年度平成25年度に所要額調査というのが来ておりますので、流れとしては、毎年同じ補助金の流れ、要するに補助金交付の流れとなっておりますので、そういった意味では、絶対ということはないというふうに、そういうふうな苦しい表現になるのですけれども、恐らくこれは支出していただけるというふうに思って計上させて、特に予算に計上していない限りは、補助金の対象にならないということもありますので、今回計上させていただきます。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） ほかにございませんか。

山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

事業別予算説明書のほうの65ページ、子育て支援対策臨時特例交付金なのですが、これは県の交付金として臨時という名前ついている限り26年度だけの交付金なのかなと思うのですが、そういう解釈でよろしいですか。

○委員長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（森田一美君） 森田です。お答えいたします。

26年度に限ってではございません。

○委員長（菊地浩二君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

そうしますと臨時についているので、年度が限られているのかなと思うのですが、限られているとすると26年度以降何年度までという予定になっているのでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（森田一美君） 森田です。お答えいたします。

申しわけございません。26年度までで、27年度からは移行する形でございます。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 済みません、移行という意味はどういう意味なのかお伺いします。

○委員長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（森田一美君） 森田です。お答えいたします。

25とか26年度、前倒しということで今現在行っているものでございます。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 済みません、25年度、26年度前倒して何の前倒しなのかがよく、前倒しというのは、例えば27年度予定していたのが前倒しで26年度というのはわかるのですが、毎年、もう一回ちゃんと説明全部していただけます。

○委員長（菊地浩二君） こども支援課長、整理して答弁を求めます。

○こども支援課長（森田一美君） 森田です。お答えいたします。

27年度から行われる事業を、こども子育て支援システムの関係なのですが、それを準備期間として25、26で行うということの交付金でございます。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 山口委員。

○委員（山口正史君） そうしますと、27年度から制度として定着させる、その前段階の試行的なことで25、26でやっているというふうに理解しましたが、そういう形でよろしいですか。

○委員長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（森田一美君） 森田です。お答えいたします。

そのとおりでございます。

○委員長（菊地浩二君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

その中の保育士等処遇改善臨時特例事業ということで総額662万7,000円、それに対して交付金がついているのですが、この事業の内容ですね、具体的にどういう事業なのかお伺いします。

○委員長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（森田一美君） 森田です。お答えいたします。

この事業につきましては、保育士の処遇改善のために保育所運営費の民間施設給付等改善費、民改費を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に保育士等処遇改善臨時特例事業といたしまして安心こども基金より交付するものでございます。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

聞いていてよくわからないのですが、その改善というのはどういう改善、具体的に保育士さんに対してどういう影響というか、いいほうの影響だと思うのです、改善ですから。どういう形で処遇が改善されるのか、そこがお伺いしたいのですが。

○委員長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（森田一美君） 森田です。お答えいたします。

保育士の料等をふやすための改善でございます。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 済みません、今、「りょう」とおっしゃったのですが、「りょう」というのは寝るところの寮ですか、それとも人数ですか。もし人数であるということであれば、「量」という表現は甚だ不適切です。人間を量ではからないでください。どちらでしょう。

○委員長（菊地浩二君） 答弁を求めます。

こども支援課長。

○こども支援課長（森田一美君） 森田です。

調べてお答えいたします。

○委員長（菊地浩二君） 課長、調べるのは何を調べるのですか。

こども支援課長。

○こども支援課長（森田一美君） 森田です。お答えいたします。

今の山口委員さんのご質問に対して調べてお答えいたします。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） では、今の事業について最初からわかりやすく答弁いただけるように調べていただけるようにしてください。

山口委員。

○委員（山口正史君） それに関連して調べていただくことで、これは民間の保育所の保育士さんが対象だというふうに今ちょっと理解したのですが、そうすると直営の公営の保育士さんに関しては、こういった処遇改善策はとられないかどうか、それも含めて後で結構なので、まとめてご答弁いただきたいと思いますが。

○委員長（菊地浩二君） では、今の質問については後ほど答弁を求めます。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です

26ページの県支出金の中の委託金の教育費委託金の3万円ということで、家庭、学校、地域ふれあい事業委託金ということで、資料では中学校の3校を1万円ずつということでありますけれども、この県がこの委託金を支出している目的はどのようなことかお尋ねいたします。

○委員長（菊地浩二君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（北田裕一君） お答えいたします。北田でございます。

県のほうでは人権教育の推進のためにふれあい講演会を実施しております。そのふれあい講演会の補助金として各校に1万円の講師謝礼としての補助金がおいております。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

これは単年度の委託なのか、それとも何年間か継続をしていく委託なのかお尋ねいたします。

○委員長（菊地浩二君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（北田裕一君） 北田でございます。

この補助金については単年度ですが、ここ数年同じような事業が続けて行われております。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

名称はかわるけれども内容については継続をしているというふうに、そのように捉えてよろしいのでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（北田裕一君） 北田でございます。

名前もこのところ同じ名称で続いております。

○委員長（菊地浩二君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

ここには、みらいのぞみ学校創造支援事業というふうに述べられておりますけれども、この内容についてもう少し具体的な説明を求めたいと思います。

○委員長（菊地浩二君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（北田裕一君） お答えいたします。北田でございます。

みらいのぞみ学校創造支援事業に関しましては、本年度新規に学校教育課で立ち上げる事業でございます。

内容につきましては、これまでありました社会チャレンジでありますとか学校応援団でありますとか学校研究費でありますとか、そのようなものを再統合いたしまして、改めてみらいのぞみ学校創造支援事業ということで、改めて学校が地域の実態に応じまして創意工夫のある教育活動を展開し、子供たちの生きる力、豊かな心を育む事業として立ち上げたものでございます。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

先ほど課長のほうでは、過去から続いているような、そういった同じような内容というふうにお答えになったかと思うのですが、今年度からにおいては、今までとそれから新規と両方総合していくというふうなお答えなのですが、実際にはそれによってそうしたら今までやっていたこともやらなくてはいけない。それから、新規もということで、その点総合的に見ていくということなので、今までやっている事業を減らす場合もあり得るといふふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（北田裕一君） 北田でございます。

こちらの事業は、今申し上げたとおり、中学生社会チャレンジ事業、教職員研究事業、学校応援団推進事業、これを再統合いたしまして、みらいのぞみ学校創造支援事業を立ち上げるものですが、今までの事業も継続して行っていますけれども、学校の裁量を、例えば今まで行ってきた学校研究に力を入れたい学校に関しては、この委託金の中で多くの予算を見積もる、そのようなものを学校がテーマを掲げまして、計画を練りまして、これまで以上に各学校の特性、地域の人材や環境を生かしていくということを狙いにしておりますので、今まで行ってきた事業も行ってまいります、学校の裁量が拡大すると捉えていただければと思います。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

そうすると、それだけ今までのことをやって、また新たにやっていくということは、支出もふえるというふう思うのですが、その辺は全体的にどうなのでしょう。

○委員長（菊地浩二君） 学校教育課長。

○教育委員会学校教育課長（北田裕一君） お答えいたします。北田でございます。

支出のところでは回答しようかと思っておりましたが、昨年度のこの3つの事業を少し膨らませていただいております。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地浩二君） 暫時休憩します。

（午前11時58分）

○委員長（菊地浩二君） 再開いたします。

（正 午）

○委員長（菊地浩二君） ほかにございますでしょうか。

杉本委員。

○委員（杉本しげ君） 杉本です。

25ページの商工費の県補助金なのですけれども、この中でふえているのですね。ふえているのはいいのですが、説明の中で専任職員の報酬が昨年から拡充のみになったということなのですが、ちょっと気がつかなかったのですけれども、この専任職員をふやしたと思うのです、去年から。拡充したのみというと、どのくらいの差、差というか前にいただいていた分、それから拡充した分だけの補助になったということなのですけれども、ここだけだとどのくらいの差になっているのでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 答弁者は。

○委員（杉本しげ君） ではいいです。調査しますから。

○委員長（菊地浩二君） 観光産業課長。

○観光産業課長（佐久間文乃君） 佐久間です。

消費者行政推進補助金の関係でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○観光産業課長（佐久間文乃君） まず、拡充は、相談日の拡充は1日、今まで24年までは週2回だったところを25年から週3回にいたしました。それで、その拡充の25年も26年も拡充分の週1日拡充した分がまた補助金がもらえるということでしたので、予算要求させていただきました。

なお、相談日拡充だけではなく相談員の強化、あるいは放射線の物質検査機の定期点検、また啓発事業の講演謝礼、消耗品の啓発用チラシ、啓発用印シール、印刷製本費の暮らしの豆知識の小冊子、あと役務費の啓発シールの広報折り込み手数料なども含めて前年度より比較、66万6,000円の増になっております。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） 杉本委員。

○委員（杉本しげ君） 課長、専任職員の24年度までは専任職員の報酬が全部いただいていたのだけれども、25年から拡充部分のみになってしまったということではないのですか。

○委員長（菊地浩二君） 観光産業課長。

○観光産業課長（佐久間文乃君） 佐久間です。

今までは報酬の部分は全く補助金にはならなかったのですが、25年からは相談員の謝礼についても補助金に該当になりました。

○委員長（菊地浩二君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地浩二君） 先ほど保留された質問に対しての答弁を求めます。

こども支援課長。

○こども支援課長（森田一美君） 森田です。お答えいたします。

先ほどは失礼いたしました。保育士の処遇改善につきましては、民間保育所を対象としたもので、保育士の給与面の処遇改善をするための補助金でございます。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 山口委員。

○委員（山口正史君） そうしますと、先ほどの「りょう」というのは、給料の「料」というふうに解釈していいのですね。いいです。それで、そうすると先ほどもう一つ質問していた公設の保育所に関しては、全然配慮はされないということになると思うのですが、そういう解釈でよろしいですか。

○委員長（菊地浩二君） こども支援課長。

○こども支援課長（森田一美君） 森田です。お答えいたします。

そのとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地浩二君） 以上で、款14県支出金の質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

（午後 零時04分）

○委員長（菊地浩二君） 再開します。

（午後 零時07分）

○委員長（菊地浩二君） 続いて、26ページ、27ページ、款15財産収入の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

抜井委員。

○委員（抜井尚男君） 抜井です。

説明書の73ページ、土地貸付収入のまずは毎回あるのですが、商工会土地賃貸料、毎回検討されるということで回答いただいておりますけれども、変わっていないかと思うのですが、どのようになっていますでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

こちらの審議の中でご質問いただいているところでございますが、こちらのほうとお話をさせていただいた経緯はあるのでございますが、委員さんおっしゃいましたとおり、その後特に進展していないのが現状であります。今後も引き続いての検討事項とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） ご担当としてどちらの方向でどういう話をしていきたいと思っているのですか。

○委員長（菊地浩二君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

昨年この席で使用貸借というお話をご提案といたしますかお話をいただきました。それも踏まえまして引き続きの検討事項とさせていただきますと思います。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） それでは引き続きお願いします。

それと、同じところで、この北永井の宅地賃貸料のところ、これは平米単価が多分20円から40円に変わっているかと思うのですけれども、その理由を教えてください。

○委員長（菊地浩二君） 財務課長。

○財務課長（齊藤隆男君） 齊藤です。お答えいたします。

こちらのこの宅地につきましては、三芳村の時代からこちら賃貸借契約結んでおるところでございますが、賃借人との話し合いによりまして20円から40円、25年度になりますが、話し合いの結果40円に値上げしたところでございます。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 抜井委員。

○委員（抜井尚男君） 恐らく40円でも一般的な値段とはかけ離れているような気がしますので、引き続き協議というか、毎年毎年やるものではないですけれども、しっかりと検討していただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地浩二君） 以上で、款15財産収入の質疑を終了いたします。

続いて、27ページ、款16寄附金の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地浩二君） 以上で、款16寄附金の質疑を終了いたします。

続いて、27ページ、28ページ、款17繰入金の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地浩二君） 以上で、款17繰入金の質疑を終了いたします。

続いて、28ページ、款18繰越金の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地浩二君） 以上で、款18繰越金の質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

（午後 零時11分）

○委員長（菊地浩二君） 再開します。

（午後 零時 11分）

○委員長（菊地浩二君） 続いて、28ページから31ページ、款19諸収入の質疑を行います。
質疑をお受けいたします。

山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

事業別の説明書のほうの91ページ、広告収入のところにホームページバナー広告収入ということで増額、9枠にするということで増額になっております。現在これはホームページのバナーというのは幾らでもふやせるという、変な言い方ですけども、な部分なのですが、その現状ホームページのバナーは全部埋まっているのでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 秘書広報室長。

○秘書広報室長（鈴木愛三君） 鈴木です。お答えいたします。

今のところ6枠で予算とっておりましたが、26年度から現状に9枠程度で推移しておりますので、この予算で計上させていただきました。

○委員長（菊地浩二君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

そうしますと、現状の9枠で26年度の予算でも9枠ということで、増額にはなっていないということですか。

○委員長（菊地浩二君） 秘書広報室長。

○秘書広報室長（鈴木愛三君） 鈴木です。お答えいたします。

25年度の実質実績ベースで計上させていただきました。

○委員長（菊地浩二君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

そうしますと、ここの広告収入で前年度に比べて37万8,000円増額になっております。これは何の要因でしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 秘書広報室長。

○秘書広報室長（鈴木愛三君） 鈴木です。お答えいたします。

昨年度の予算が6枠で計上で計算しておりますので、その分枠数がふえたということで増額になっております。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

そうすると25年度当初予算では6枠だったと。途中で9枠に変更したということで、その9枠で25年度変更した9枠のまま26年度の予算を計上したということになりますが、それでよろしいですか。

○委員長（菊地浩二君） 秘書広報室長。

○秘書広報室長（鈴木愛三君） 鈴木です。お答えいたします。

予算計上で6枠ということですが、広告バナー、ホームページのほうですね、計上して、その分実績的にふえて3枠ふえたということで、今年度のその数字で推移するだろうということで計上させていただきました。

○委員長（菊地浩二君） 室長、26年度は9枠での計上ということですか、それとも6枠のままなのでしょうか。

秘書広報室長。

○秘書広報室長（鈴木愛三君） 鈴木です。お答えいたします。

9枠でございます。

○委員長（菊地浩二君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 25年度途中から6から9に当初予算変わったということで、それはもうあと決算のほうで聞きますから結構です。

続きまして、事業説明書のほうの95ページになるのですが、カラオケの利用者負担分ということで、25年度の当初予算は12万だったと記憶しております。それで、3万減額9万、これ多分25年度の実績からはじき出していると思うのですが、ということは25年度の当初予算においては過大計上していたということになると思うのですが、そういう解釈でよろしいですか。

○委員長（菊地浩二君） 公民館長。

○教育委員会生涯学習課公民館長（萩原清司君） そのとおりでございます。平成26年度の予算見積もりでは前年度、平成25年度の実績をベースにしておりますので、前年度予算よりも減少になっているということでございます。

○委員長（菊地浩二君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

このカラオケ設置においては、当初の請願のときにも相応分の負担をするということで請願者のほうも了解していた事項だというふうに認識しております。25年度において12万、何でこんな金額なのだという質問はそのときもしたのですが、ここにおいて結局さらに4分の3になってしまったわけですね。1つすごく大きな疑問なのですが、もし相応分の負担するというのであれば、当然のことながら利用者の負担、時間単価なかわかりませんが、負担増も求めるのも当然だと思うのですが、いかがでしょう。

○委員長（菊地浩二君） 公民館長。

○教育委員会生涯学習課公民館長（萩原清司君） 萩原です。お答えいたします。

カラオケの利用者負担分につきましては、1時間500円ということで設定いたしまして、当時から料金については見直してございません。どこまでが要するに適正な負担かという判断は難しいと思いますけれども、負担する側と考えると1時間500円という単価が、ある意味適正ではないかということで、今のところこの料金そのものについて見直すことは予定してはおりませんが、今後リース料とかその辺を加味しまして検討するべき時期が来るかなというふうには考えております。

○委員長（菊地浩二君） 山口委員。

○委員（山口正史君） もう一つ、そこは見直すべきだと思し、もう一つは、この月額の利用料なのか年間なのかわかりませんが、業者のほうは消費税が8%に変更されます。その部分は、もう全く考慮されていないと思うのですが、そこはどのようなお考えなのでしょう。単純にこのままでいくと歳出がどんどんふえていくということになりますが、いかがなのでしょう。

○委員長（菊地浩二君） 公民館長。

○教育委員会生涯学習課公民館長（萩原清司君） お答えいたします。

カラオケの機械のリース料については、経過措置ということで5%のまま据え置きで、ただそれとは別に通信料相当分については、従来5%なものが8%、平成26年度からは8%になるということで見込んでございます。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 山口です。

今見込んでいるとおっしゃったのですか、その8%になる3%増の分ですが。

○委員長（菊地浩二君） 公民館長。

○教育委員会生涯学習課公民館長（萩原清司君） データの通信料につきましては、歳出でもって平成26年度予算から8%増ということで、8%増というか5%が8%になるということで、歳出予算のほうで見積もりしている。

○委員長（菊地浩二君） 山口委員。

○委員（山口正史君） 私はあくまでも歳入のほうで聞いております。町の考え方として、こういうふうには3%消費税が上がって通信料がそこにそれに対して上がるのは間違いはない。それから、さらに今後もし10%に上がるということも考えた場合、町の姿勢としてそうやって消費税負担がふえた場合でもこういった利用料金は、増税分に関しては町が吸収するという根本的な考え方でよろしいのでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 答弁を求めます。答弁者は。

政策推進室長。

○政策推進室長（代 光弘君） 代です。よろしく申し上げます。

8%が10%になったときの消費税の転嫁につきましては、町も納税義務者とはなりませんけれども、議会の際にも申し上げたとおり、サービスを提供するに当たって紙を買ったりですとかいろんな物品を買いますけれども、それに消費税がかかってきますので、その相応分につきましては今後検討いたしまして、できる範囲で反映させていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） ほかにございますか。

杉本委員。

○委員（杉本しげ君） 杉本です。1点だけお伺いいたします。

31ページの雑入の中なのですけれども、下から3行目と言ったらいいのでしょうか、財団法人自治総合センターコミュニティー助成金なのですが、説明を見ますと、北永井2区が支援する伝統芸能活動、太鼓の備品整備に充てるというふうにあるのですが、太鼓の会というのは2区だけではなくて、三芳町にはかなりた

くさんの団体があると思うのですが、今後ほかにも期待、これは今後も期待できる助成金なのでしょうか、今回のみなののでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） 伊東です。お答えいたします。

ご質問の財団法人自治総合センターコミュニティー助成金、今回初めて町のほうで手を挙げさせていただきました。これは、今区長会と一緒に進めております行政区加入促進策の一環といたしまして、町のほうで担当課のほうでコミュニティー関係の助成金をいろいろ探しております。そうした中で、1つの先行的な事例といたしまして、こうした補助金があるということがわかりましたので、まずほかのところと同様の活動があることは、担当課でも重々承知しております。先行例ということで、先に区のほうにお話ししましたところ、北永井2区のほうで手が挙がりましたので、まずモデルケースとしてこれを、採択になるかどうかはちょっと不透明な部分ございますけれども、全町的にこれが採択されるような方向であれば進めていきたいというふうに担当課では考えております。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） 杉本委員。

○委員（杉本しげ君） ほかのところからまた要望があった場合に、もしこの助成金が受けられない場合でも町は支援をしていくという考えなののでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） 伊東です。お答えいたします。

あくまでこの助成金10分の10ということの補助でございます。それを期待した上での検討でございますので、そういう方向で助成金を探しているということでございます。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） 杉本委員。

○委員（杉本しげ君） 助成金が見つからない場合でもほかのところから要請があって、金額が大きいので、要請があった場合には、町はどういうふうに対応するのですかということですか。

○委員長（菊地浩二君） 自治安心課長。

○自治安心課長（伊東正男君） 伊東です。

補助金の見込みがない場合には、これについては助成をする予定はございません。

以上です。

○委員長（菊地浩二君） ほかにございますか。

増田委員。

○委員（増田磨美君） 増田です。

31ページの雑入の下から2番目の健康教室参加者負担金というところなのですが、これは健康な食生活を送るための調理教室ということだと思っておりますけれども、これの年間開かれている回数と、どういった方を対象にされるのか。また……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（増田磨美君） ということですが、年間の回数は何回予定されているのかお伺いいたします。

○委員長（菊地浩二君） 保健センター所長。

○健康増進課保健センター所長（山本 明君） 山本です。

こちら健康教育参加費、こちらは料理実習を有する教室のことで示してございます。内容的には生活予防の教室が1回、20名見ております。あと両親学級、こちらのほうでの料理実習のほうを見ておりますので、こちら4回で64名ということで84名を見積もらせていただいております。

○委員長（菊地浩二君） 増田委員。

○委員（増田磨美君） 増田です。

そうしますと、この対象者というのは、両親学級ということは、お子さんのいる両親ということになるのかもしれないのですが、この生活予防というのは、こういった方を対象にされているのでしょうか。

○委員長（菊地浩二君） 保健センター所長。

○健康増進課保健センター所長（山本 明君） 生活予防の連続講座に関しましては、こちら事業一覧並びに広報等でご案内をさせていただいて、申し込みという形で進める予定でございます。

○委員長（菊地浩二君） ほかにございますか。

吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。1点だけ。

30ページのスポーツ振興事業収入ということで、前年度よりか2万円の減になっておりますけれども、その辺の減の、200円掛ける75人の掛ける4事業というふうな説明もあるのですが、減の要因についてお尋ねいたします。

○委員長（菊地浩二君） 生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（伊勢亀邦雄君） 伊勢亀です。

これにつきましては、今年度のベース4事業行いましたが、それを精査いたしまして、若干夏に開催しております事業等でやはり参加者が減ということでございますので、今回減で見積もらせていただきました。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 吉村委員。

○委員（吉村美津子君） 吉村です。

そのでは事業をやっていたものがやらなくなったということだと思っておりますけれども、そのやらなくなった事業名についてお尋ねいたします。

○委員長（菊地浩二君） 生涯学習課長。

○教育委員会生涯学習課長（伊勢亀邦雄君） 伊勢亀です。

申しわけございません。私の説明が不足だったと思います。やらなくなったということではございません。人数が減ってきたということでございますので、ご理解賜ればと思います。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） ほかにございますか。

岩城委員。

○委員（岩城桂子君） 岩城でございます。

31ページの一番上の集団検診自己負担金として109万5,000円が計上されております。説明書の91ページで

ございますが、ここに新たにママ健診、それから骨密度測定が100名から200名ということで、100名がふえたと思うのですが、このママ健診の中の子宮頸がんの追加として40名、それから乳がん、子宮頸がん追加として40名が追加をされているのですけれども、まずこの要因の部分でちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（菊地浩二君） 保健センター所長。

○健康増進課保健センター所長（山本 明君） 山本です。お答えいたします。

こちらママのための健康診査という形で従来事業として行っておりました。例年ですと1日の日程で80名を予定しております。という形で実施をしております。その中で、そのアンケート等あと受診者の要望等もありまして、このがん検診も一緒に実施できないかということがありましたので、今年度導入をしたという形で見積もらせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（菊地浩二君） 岩城委員。

○委員（岩城桂子君） 岩城でございます。

がん検診もあわせてなると、実際にはそれぞれ集団、今までは乳がんに関しては集団という形で町は取り組みをされていたと思うのですけれども、それぞれ個別の検診でもオーケーということで、金額が乳がん検診だと今まで個人負担は1,000円なのですが、これ1,500円で計上されているのですが、そこを教えてくださいいただければと思います。

○委員長（菊地浩二君） 保健センター所長。

○健康増進課保健センター所長（山本 明君） 山本です。お答えいたします。

従来ママ健診の健診のみの費用が500円をいただいております。それで、子宮がん検診を追加した場合に1,000円を付加した形で1,500円、同様に乳がん、子宮がんを付加した形で1,000円と2,000円を追加した形で3,500円という形で見積もらせていただいております。

○委員長（菊地浩二君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地浩二君） 以上で、款19諸収入の質疑を終了いたします。

続いて、31ページ、32ページ、款20町債の質疑を行います。

質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地浩二君） 以上で、款20町債の質疑を終了いたします。

以上で、歳入に関する質疑を終了いたします。

◎閉会の宣告

○委員長（菊地浩二君） 本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（午後 零時29分）